

岩手県告示第599号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用の手続の開始をする旨起業者岩手県、盛岡市及び矢巾町から申立てがあった。

平成24年9月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事業の種類 一級河川北上川水系築川ダム建設工事
- 2 収用の手続を開始する起業地 岩手県盛岡市川目第1地割及び根田茂第8地割地内
- 3 収用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 盛岡市役所